

# 資料 3

内閣府説明資料



## 第4次男女共同参画基本計画における成果目標及び参考指標の動向(抜粋)

### 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

★は政策領域目標を示す。

#### 【成果目標】

項目	計画策定時	最新値	参考値(注1)	成果目標(期限)
配偶者からの被害を相談した者の割合(男女別)	男性:16.6% 女性:50.3% (平成26年)	男性:26.9% 女性:57.6% (平成29年)	—	男性:30% 女性:70% (平成32年)
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度(男女別)	男性:30.4% 女性:34.3% (平成26年)	男性:69.2% 女性:73.7% (平成29年)	—	男女とも70% (平成32年)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	88か所 (平成27年11月)	108か所 (平成30年7月)	125か所	150か所 (平成32年)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数★	25か所 (平成27年11月)	47か所 (47都道府県) (平成30年10月)	38都道府県	各都道府県に最低1か所 (平成32年)

(注1) 計画策定時から成果目標の期限に向けて直線的に進捗すると仮定して計算した場合の「最新値」の時点における値。

#### (参考指標)

項目	計画策定時	最新値		
		男女別数値	男女合計	
配偶者暴力防止法の認知度(男女別)	男性 80.1% 女性 82.0% (平成26年)	男性 88.9% 女性 87.3% (平成29年)	88.0% (平成29年)	
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合	66.5%(平手で打つ) 58.2%(なぐるふりをして、おどす) (平成26年)	「平手で打つ」 男性 73.0% 女性 71.9% 「なぐるふりして、おどす」 男性 59.1% 女性 61.8% (平成29年)	「平手で打つ」 72.4% 「なぐるふりして、おどす」 60.5% (平成29年)	
交際相手からの暴力(デートDV)の認知度(男女別)	男性:63.0% 女性:57.6% (平成26年)	男性:63.0% 女性:57.6% (平成26年)	60.4% (平成26年)	
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	102,963件 (平成26年度)	男性:2,028件 女性:104,082件 (平成29年度)	106,110件 (平成29年度)	
警察における配偶者からの暴力事案等相談等件数*	59,072件 (平成26年)	男性:12,440件 女性:60,015件 (平成29年)	72,455件 (平成29年)	
地方公共団体から民間シェルターへの財政支援額	177,647,627円 (平成26年度)	—	210,039,602円 (平成29年度)	
配偶者暴力防止基本計画を策定している市町村数	786市町村 (平成27年9月)	—	1002市町村 (平成29年10月)	
配偶者暴力防止法に基づく一時保護件数	4,366件 (平成25年度)	—	3,722件 (平成27年度)	
配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数	3,125件 (平成26年)	—	2,293件 (平成29年)	
犯罪件数	強制性交等の認知件数	1,250件 (平成26年)	男性 15件 女性 1,094件 (平成29年)	1,109件 (平成29年)
	強制わいせつの認知件数	7,400件 (平成26年)	男性 200件 女性 5,609件 (平成29年)	5,809件 (平成29年)
	性的虐待事件の検挙件数	150件 (平成26年)	—	169件 (平成29年)
	児童ポルノ事犯の検挙件数	1,828件 (平成26年)	—	2,413件 (平成29年)
	売春防止法違反検挙件数	817件 (平成26年)	—	460件 (平成29年)
	人身取引事犯の検挙件数	32件 (平成26年)	—	39件 (平成29年)
性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数	7,505人 (平成27年)	—	8,859人 (平成30年)	
児童相談所における性的虐待相談対応件数	1,520件 (平成26年度)	—	1,540件 (平成29年度(速報値))	
婦人相談員の設置数	1,295人 (平成26年度)	—	1,415人 (平成28年度)	
都道府県労働局雇用均等室に寄せられたセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数	11,289件 (平成26年度)	—	6,808件 (平成29年度)	

\* 計画策定後、所要の修正を行ったもの

# 1 性犯罪・性暴力への対策の推進 (性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等)

## 第4次男女共同参画 基本計画 (平成27年12月閣議決定)

- ワンストップ支援センターの設置促進
- 診断・治療等に関する支援の充実
- 専門家の養成、関係者等の連携

### 【成果目標】

- ワンストップ支援センターの設置数  
H27.11時点25か所  
⇒H32までに、各都道府県に最低1か所

## 女性活躍加速のための 重点方針2018 (平成30年6月策定)

- ◆ 性犯罪・性暴力被害者支援交付金を活用したワンストップ支援センターの設置促進
- ◆ ワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上
- ◆ ワンストップ支援センターにおける支援の実態や課題の把握
- ◆ SNS等を活用した相談しやすい体制の充実等の検討

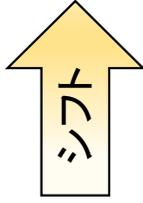
## 今後の取組

- **H30.10全都道府県設置達成**
- 性犯罪・性暴力被害者支援交付金を活用したワンストップ支援センターの機能拡充 (31年度予算概算要求額 3.5億円)
  - ① **24時間化**への取組支援
  - ② **拠点となる病院の整備等**への支援
- ワンストップ支援センターの体制強化に向けた調査実施
- SNSを活用した相談、ネットパトロール等を行っている民間団体の協力を得て、相談対応マニュアル等を作成。  
→ **H31以降、SNS等を活用した相談等を試行的に実施し、更なるノウハウの蓄積を行う。**

# 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの機能充実

## 目的

- 設置促進  
(全都道府県に最低1か所→H30.10に前倒し実現)



- 運営の安定化
- 質の向上

## 性犯罪・性暴力被害者支援交付金

### 課題①

相談対応力の欠如  
(人材の不足)

平成30年度予算額	187百万円
平成31年度予算概算要求額	346百万円

- ◆ 交付先 : 都道府県
- ◆ 対象経費 : ①相談センターの運営費等 **(人件費)** (24時間対応への取組加算あり) 等、研修経費、支援者に対する受傷対策、広報啓発、関係機関との連携強化(マニュアル作成等)、**法的支援**※下線は30年度に新規、拡充したもの  
(初診料、緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、人工中絶費用、証拠採取費用、カウンセリング費用)
- ②被害者の医療費等
- ③拠点病院化の経費 (資機材購入費等)
- ◆ 交付率 : 1/2(「②被害者の医療費等」は1/3)
- ◆ 平成31年度予算概算要求の方向性 : **交付金の使い勝手の改善 (拡充)**
  - ① **24時間化**への取組支援
  - ② **拠点となる病院の整備**等への支援
  - ③ **SNS等を活用した相談**、男性相談等、先進的な取組への支援



予算の増額要求  
(人件費を確保)

## 調査・研究事業

### 課題②

地方における  
SNS対応等のノウハウの欠如

平成30年度予算額	10百万円
平成31年度予算概算要求額	27百万円の内数

- 概要 : ・ SNSを活用した相談、ネットパトロール等を行っている民間団体の協力を得て、相談対応マニュアル等を作成する。(30年度)
- ・ 相談ダイヤル3桁化、コールセンターの活用に向けた検討(31年度)
- 平成31年度以降の対策の方向性 : **SNSを活用した相談**等を試行的に実施し、**さらなるノウハウの蓄積**を行う。

## 2 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等

### 第4次男女共同参画 基本計画 (平成27年12月閣議決定)

- 配偶者暴力相談支援センターの設置促進、相談体制の充実、被害者の支援等

#### 【成果目標】

- H32までに、
  - ・ 配偶者からの被害を相談した者の割合  
男性：30%、女性：70%
  - ・ 相談窓口の周知度  
男女とも70%
  - ・ 市町村における配偶者センターの数 150か所  
(H27.11時点；88か所)

### 女性活躍加速のための 重点方針2018 (平成30年6月策定)

- ◆ 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進(地方公共団体に対する働きかけ) ⇒ H30.7現在：108か所
- ◆ 「女性に対する暴力をなくす運動」をはじめとした広報啓発(パープルライフトップ等)
- ◆ 配偶者暴力相談支援センター関係者対象の研修
- ◆ 加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に関する今後の在り方の検討
- ◆ 改正配偶者暴力防止法の施行後の状況を踏まえた今後の在り方の検討

### 今後の取組

- 配偶者暴力相談支援センターの設置促進(市町村に未設置の都道府県における実態把握等)
- 「女性に対する暴力をなくす運動」をはじめとした広報啓発の充実
- 配偶者暴力相談支援センター関係者対象の研修の充実
- リスクアセスメント指標を用いた機関連携に基づく被害者支援及び加害者対応の在り方についての調査研究(連携指針等)
- 改正配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえたフォローアップ

# 女性に対する暴力をなくす運動

内閣府男女共同参画局  
暴力対策推進室

## ＜概要＞

政府では、毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施しています。(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)

## ＜目的＞

潜在化しやすい女性に対する暴力(配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等)の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進することを目的としています。

## ＜平成30年度取組予定(主なもの)＞

- ポスター・リーフレットの配布、掲示
- 動画広告の作成
- パープル・ライトアップ  
※参考:45都道府県128か所で実施(H29)
- パープルリボン贈呈式(10月23日実施)
- テレビ、新聞、インターネットによる広報
- 全閣僚等のパープルリボン着用  
※閣僚懇談会で発言予定(11月中)



全閣僚等のパープルリボン着用(H29)  
(官邸ホームページ掲載写真を一部加工)



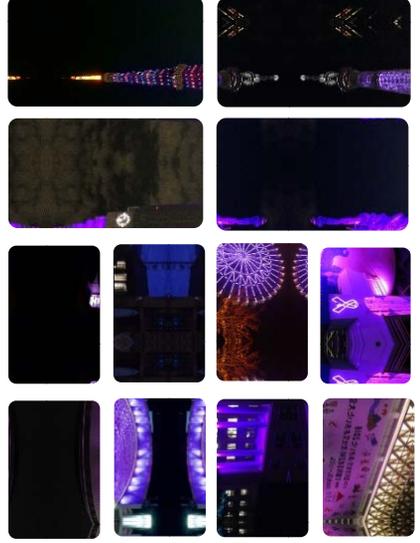
パープルリボン贈呈式(H30)  
(ミス・インターナショナル  
世界大会出場者によるパープルリボン着用)

## ＜参考:平成29年度ライトアップを実施した都道府県＞

※黄色の★は平成29年度初めて実施した県



## ＜参考:平成29年度ライトアップ写真＞



## パープルライトアップ

女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであるパープルにライトアップし、暴力の根絶を呼びかけるとともに被害者に対し、「ひとりで悩まず、まずは相談を！」というメッセージを送っています。

今日の服  
かわいいね。  
俺、好みだな。



痩せてきれいになっ  
たん  
じゃない？



関係ないでしょ！

そういうとこだけ  
見てるんですね…



# これもセクハラ？

セクハラを決めるのは、

**あなたではない！**

**相手や周囲に配慮した言動を！**

- 親しさを表すつもりと言動であっても、相手を不快にさせる場合があると理解する
- この程度なら相手も許容すると、勝手な憶測をしない
- 社会における地位・関係性をもつ影響力を理解する
- 酒席やその帰り道など、気持ちが緩みがちな場面では特に注意する

11月12日～25日

## 「女性に対する暴力をなくす運動」

配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引やセクシュアルハラスメント等、これらの暴力は、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。



職場のセクシュアルハラスメント対策は事業主の義務です！  
ひとりで悩まず、職場の窓口に相談を。職場に相談できない場合は都道府県労働局などにも相談できます。

各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)所在地一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/dl/kokinbushitsu.pdf>



2030年に向けて  
世界が合意した  
「持続可能な開発目標」です



内閣府 [http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html)  
女性に対する暴力の根絶サイト



女性 暴力

検索



パープルリボン  
パープルは女性に対する  
暴力根絶の  
シンボルカラーです。

# 女性に対する暴力 相談窓口

一人で悩まないで。

各機関では、様々な女性に対する暴力に関する相談を受け付けています。

早めの相談が問題解決への第一歩です。

配偶者からの暴力についての相談	→	全国の配偶者暴力相談支援センター 各都道府県警察又は各警察署の相談窓口
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	→	性犯罪被害相談電話(#8103(ハートさん))や 各都道府県警察の性犯罪被害者相談コーナー等の相談室
いわゆるAV出演強要問題・「JKビジネス」問題等についての相談	→	相談内容に応じて様々な窓口があります。 <a href="http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html">http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html</a>
売春強要などについての相談	→	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口 各都道府県の婦人相談所
人身取引に係る被害についての相談	→	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口 全国の地方入国管理局、同支局又は出張所 各都道府県の婦人相談所
職場におけるセクシュアルハラスメントについての相談	→	各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)
つきまとい、ストーカー行為の被害についての相談	→	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口 各都道府県の婦人相談所 各都道府県の男女共同参画センター
上記事柄やその他の女性に対する人権侵害についての相談	→	全国の法務局、地方法務局及びその支局の人権相談窓口

この他にも、国(総務省の行政相談窓口)、都道府県、市町村の相談機関、相談窓口や民間機関などがあります。

[参考ホームページ等]

## 内閣府男女共同参画局

<http://www.gender.go.jp/>

- 配偶者暴力被害者支援情報  
[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html)
- DV 相談ナビ  
**0570-0-55210**
- 配偶者暴力相談支援センター(携帯電話用サイト)  
[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/keitai/soudan/DV.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/keitai/soudan/DV.html)



- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター  
[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/avjk/pdf/one\\_stop.pdf](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/pdf/one_stop.pdf)
- いわゆるAV出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する啓発サイト  
[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/avjk/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html)

## 警察庁

<http://www.npa.go.jp>

- 各都道府県警察の犯罪被害相談窓口  
<https://www.npa.go.jp/higaisya/ichiran/index.html>
- 性犯罪被害相談電話(全国共通)  
**#8103(ハートさん)**
- 各都道府県警察の性犯罪被害相談窓口  
<https://www.npa.go.jp/higaisya/seihanzai/seihanzai.html>
- 匿名通報ダイヤル  
<http://www.tokumei24.jp>
- 警察相談専用電話  
**#9110**
- ストーカー被害防止ポータルサイト  
<http://www.npa.go.jp/cafe-mizen/index.html>

## 法務省

<http://www.moj.go.jp/>

- 女性の人権ホットライン(全国共通)  
**0570-070-810**
- 常設人権相談所  
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>
- みんなの人権110番(全国共通)  
**0570-003-110**
- 子どもの人権110番(全国共通)  
**0120-007-110**
- 外国人語人権相談ダイヤル(全国共通)  
**0570-090-911**
- インターネット人権相談受付窓口(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)  
<http://www.jinken.go.jp/>
- 外国人のための人権相談所  
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>
- 入国管理局ホームページ  
<http://www.immi-moj.go.jp/>
- 日本司法支援センター(法テラス)ホームページ  
<https://www.houterasu.or.jp/>  
法テラス犯罪被害者支援ダイヤル  
**0570-079714**



## 厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/>

- 各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)  
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/dl/kokinbushitsu.pdf>

### 3 若年層を対象とした性的な暴力の根絶

(いわゆるアダルトビデオ出演強要問題、「JKビジネス」問題等に係る対応)

#### 第4次男女共同参画

##### 基本計画

(平成27年12月閣議決定)

- 女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援の在り方等の検討
- 各種性犯罪への対応(ポルノ撮影等の際になされる性犯罪等への厳正な取組み)
- 子供に対する性的な暴力の防止、相談・支援等
- 児童買春対策の推進
- 広報啓発の推進 等

#### 女性活躍加速のための

##### 重点方針2018

(平成30年6月策定)

- ◆ 「いわゆるAV出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月)に基づき取組の推進
- ◆ 若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方の検討
- ◆ 若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実等(国民に対する意識啓発)

#### 今後の取組

- AVJK被害防止月間(4月)
- 「H30年度若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査」実施予定
- 若年女性に対する暴力の予防啓発の充実に向け、有識者検討会における分析を行うとともに、被害者支援マニュアル(SNS等を活用した相談対応を含む)の作成等を行う。(H30年度以降)
- 「女性に対する暴力をなくす運動」を始めとした広報啓発(パープルライトアップ等)
- 若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とした研修

総括

- 若年層の女性に対する性的な暴力の根絶に向け、社会を挙げての取組を進めている一方、問題は依然として深刻な状況にある。
- 関係行政機関等の相談窓口への相談割合が低いなど、引き続き課題が残されている。
- こうした問題は、被害者の心身に深い傷を残さねない重大な人権侵害であり、今後とも、政府を挙げたより一層の取組が必要。

具体的取組(主なもの)

- 1. 更なる実態把握
  - 男女間における暴力に関する調査<内閣府>
    - (平成29年12月調査/対象：全国20歳以上の男女)
    - 無理やり性交等をされた経験\*1：4.9% (約20人に1人)
    - うち女性性は7.8% (約13人に1人)
    - \*1加害者は、配偶者・交際相手で47.6%、まったく知らない人で11.6%
    - うち、だれかに被害の相談\*2をした人：39% (女性：38.3%)
    - \*2主な相談先は「友人・知人」(25.0%)、「家族や親戚」(13.4%)
  - 若年層を対象とした性的な暴力の被害等に関するインターネット調査<内閣府>
    - (平成30年2月調査/対象：15歳(中学生除く)～39歳の女性)
    - ・モデル・アイドル等の勧誘等の経験がある人のうち、聞いていない性的な行為の撮影を求められた経験のある人：11.3% (約9人に1人)
    - うち、実際に求められた行為の撮影に応じた経験のある人：46.6% (約2人に1人)
    - うち、だれかに被害の相談\*3をした人：58.9% (約1.5人に1人)
    - \*3主な相談先は「友人・知人」(27.4%)、「家族や親戚」(20.2%)
- 「JKビジネス」の営業に関する実態調査<警察庁>
  - 「JKビジネス」店舗：131店 (H29.12現在)
  - 業態別では接触型が全体の約7割、店舗型は全体の5割強。
  - 地域別では東京都が全体の約6割、大阪府が全体の約3割。
  - ※「JKビジネス」の規制条例の制定地域：愛知県(H27.3)、東京都(H29.3)、兵庫県(H29.12)。
  - ※改正条例案を議会に上程した地域 (H30.3.16現在)：神奈川県、大阪府

2. 取組み等の強化

- 検挙件数 (H29.4～12) <警察庁>
  - ・AV出演強要問題：4件3人 (強要罪等) ※スカウト行為は97件105人
  - ※なお、H30.1 警視庁において、AVプロダクション社員らを淫行勧誘等で検挙し、AV業界団体等への事件説明会 (合計17社179人出席) を実施。
  - ・「JKビジネス」問題
  - 経営者や客等の検挙件数：37件42人 検挙に伴う被害児童保護数：25人
- 立入調査店舗数 (H29.4～12) <警察庁>
  - 343店舗、うち124店舗が「JKビジネス」の店舗と判明

3. 教育・啓発の強化

- AV出演強要問題・「JKビジネス」等被害防止月間 (H29.4)
- 被害防止教室 (H29.4～12) <警察庁、文部科学省>
  - ・AV出演強要問題：6,910回、948,658人
  - ・「JKビジネス」問題：10,908回、1,806,518人
- 新たな被害者を生まないための教育啓発の推進 <文部科学省等>
  - 教員、生徒、保護者等、それぞれの属性に応じた研修等の実施
- AV業界団体への適用法令等の周知<厚生労働省、消費者庁>

4. 相談体制の充実

- 公的機関の相談窓口への相談件数 (述べ数) ※相談件数については重複あり

	AV出演強要	JKビジネス
ワンストップ支援センター (H29.4～H30.2)	38件	13件
法テラス (H29.4～12)	30件	10件
警察の相談窓口 (H29.4～12)	8件	31件
女性センター等*4 (H29.4～H30.2)	24件	2件
合計	82件	56件

\*4全国の女性センター、配偶者暴力相談支援センター

- 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数 (H30.3)
  - 全国42カ所 (42都道府県)←全国36カ所(36都道府県) (H29.3)

5. 保護・自立支援その他

- 消費者団体訴訟制度を活用した対応策の検討<消費者庁>
  - 適格消費者団体である消費者機構日本が、AV人権倫理機構に対し、AV出演が明確に伝わり、個人の自己決定権を尊重する契約書によるよう意見書を提出。

男女共同参画局

- 渋谷駅周辺啓発街頭キャンペーン
- 啓発シンポジウムの開催（都内大学及び女子校）
- 内閣府HP上の広報啓発



街頭キャンペーン



啓発シンポジウム（女子高）



啓発シンポジウム（大学）

若年層の女性をターゲット

政府広報室

- 各種媒体を活用した動画広告
  - ・ 街頭ビジョン（シブハチ、新宿マルチ、秋葉原など）
  - ・ 首都圏JR主要駅のJ-ADビジョン
  - ・ YouTube、twitter、LINE、インスタなどのSNS
  - ・ シネアド
  - ・ 大学サイネージ、キャンパスTV など



被害防止動画（AV出演強要）



被害防止動画（JKビジネス）



J-ADビジョン



街頭ビジョン（シブハチ）

- 各地・各イベント会場においてポスター掲示、リーフレットなどの配布
  - ・ JR原宿駅竹下口通路
  - ・ インターネットカフェ
  - ・ 渋谷駅周辺啓発街頭キャンペーン
  - ・ 啓発シンポジウム など
- 新聞（全県全紙）※保護者向け
- ラジオ
- 番組制作



新聞記事下（平成30年3月24日）